埼玉県経営者協会会報 -般社団法人

with his

理事会



5

月号 19

その後幹事会・講演会を開催

一十年度第三

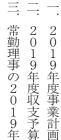
理事会、

催された。 ら幹事会がパレスホテル大宮で開 理事会が、そして十四時三〇分か 三月十三日州十三時三〇分から

明が行われた。 報告事項についても事務局より説 議の結果、すべての議案とも満場 三議案について説明が行われ、審 名が出席し開催され、事務局より 致で承認・可決された。その後、 理事会は、理事二一名と監事二

理事会議案・報告事項は次の通り。

(議案)



常勤理事の2019年度報酬 2019年度収支予算

(報告事項) 人事異動に伴い後任の理事・ 時総会)の中止とこれに伴う 開催してきた理事会・総会(臨 副会長選任のみを目的として 額について



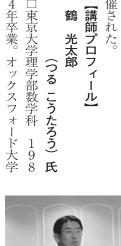
監事二名、

続いて、幹事会が理事二一名、

事務局報告

対応について

講演する 慶應義塾大学大学院 商学研究科教授 光太郎氏



光太郎



□1984~95年 経済企画庁、

済学博士号(D. Phil.)取得。 経済学修士号取得、2003年経

大学院経済学研究科 1991年

幹事会



質問をする阿久根 謙司副会長



明が行われた。 と報告事項について事務局より説

氏より、 いただいた。 める5つの能力」と題してご講演 学院商学研究科教授 幹事会終了後、 「性格スキル~人生を決 慶應義塾大学大 鶴 光太郎

幹事会開会挨拶 上條 正仁会長

催された。 また、講演会終了後懇親会も開

【講師プロフィール】

質問をする伊藤 麻美副会長

~ 01 年 り慶應義塾大学大学院商学研究科 研究所上席研究員、2012年よ 経済総局エコノミスト、2000 1995~2000年 2001~12年 日本銀行金融研究所研究 独経済産業 O E C D

統治、雇用システム □専門領域:比較制度分析、

5

評論社)他多数。 か』 (共編著、2013年 革―日本の働き方をいかに変える 29年度義塾賞受賞〉、 第40回労働関係図書優秀賞、平成 016年 日本経済新聞出版社) □主要著書:『人材覚醒経済』(2 〈第60回日経·経済図書文化賞、 『最低賃金改 日本

事業環境と基本方針



懇親会開宴挨拶 伸一郎監事 松本

冷戦構造が続く公算が大きいこと

ご海外経済を中心に下振れリスク

-国経済・欧州経済の成長鈍化な

進副会長

のさらなる推進、AIやロボット

取り巻く経営課題は、働き方改革

こうした事業環境の下、企業を

益面にも悪影響が出始めている。 が高まってきており、既に企業収

Off-JTなど社員の自己啓発 とイノベーションの創出、多様な 等の活用による労働生産性の向上

る推進、労働時間に関する法改正 支援策の充実、健康経営のさらな

の対応、

同一労働同一賃金に関



懇親会閉宴挨拶 石井

の両立支援に向けた取り組み等々 広範多岐にわたっている。 する法改正への対応、仕事と生活

懇親会風景

埼玉県、埼玉労働局、連合埼玉な GPTWの全面支援を受け、また どの協力を得ながら、働きがい向 掲げた。本会では約10年にわたり 労働政策特別委員会報告」では **働きがい向上』を主要テーマに** また、経団連2019年度版「経

2019年度事業計

重要である。 り組みの充実・強化を図ることが てきた。上記の通り経団連のテー 上に向けた数々の取り組みを続け ンドに、働きがい向上に向けた取 マになったこと等をフォローウイ

戦後最長を更新し引き続き景気回

の財政支出拡大が予定されており

復基調が維持される見込みである

方、貿易摩擦にとどまらず米中

費増税の影響を相殺し得る規模で

2019年度の日本経済は、

等の減少も十分に想定されること 経営課題解決の一助となる事業に 講演会・講習会については、これま 別セミナー、各種委員会・研究会 年度におけるトップセミナー、特 案・推進とともに、会員増強を最重 観点から抜本的な経費削減等の立 から、持続可能な経営基盤構築の 後の会員数の減少、受託事業収入 字計上の見込みである。加えて、今 2018年度も2年続けて少額赤 じれば、経営全体の運営に今すぐ 焦点をあてて推進していきたい。 効果的な開催に努め、 での参加状況等を踏まえ、効率的・ 点課題として取り組む必要がある。 支障が生じる状況にはないものの 以上の視点を踏まえ、2019 一方、本会の財務状況に目を転 会員企業の

活動理念

機関・諸団体・諸大学そして連合 魅力ある県経済社会の実現に向け 構築するとともに、活力に溢れ、 て自ら行動するとともに県政・諸 本会は、 持続可能な経営体質を

経済社会の健全な発展に寄与する 埼玉などと調和と連携を図り、県

築していくとともに、より効果的 返還などの抜本的な経費削減等を 効率的な事業活動を推進する。 通じて、持続可能な経営基盤を構

働き方改革の更なる推進

益な情報の提供に努める。 取り組むとともに、多様な人材が べき改正項目の周知徹底に引続き 順次施行を踏まえ、企業が対応す 活き活きと働ける職場づくりに有 4月からの働き方改革関連法の

3 産学官連携の強化

県・国の機関や埼玉大学・ものつ をサポートすべく、会員企業同士 のグローバル化への対応強化とイ に取り組む。 くり大学など教育界との連携強化 の情報交換機会の充実と産業界と 取り組みが不可欠であり、これら ノベーション実現へ向けた不断の 県経済の持続的発展には、

提供機能の強化・拡充 コーディネーター機能 ・情報

等との連携を強化し、コーディネ めに、埼玉県、国、各種研究機関 え、これらの課題解決に資するた ます高度化しつつあることを踏ま 企業の取り組むべき課題がます

事業だより、

告知版、

会員の

効果的・効率的な業務運営の推進 会員増強や賃貸スペースの一部 持続可能な経営基盤の構築と

企業

○青年経営者部会 ○青年経営者部会 ○青年経営者部会 ○第四回CSR委員会 との合同例会 急実務解説セミナー 第一 三月例会 回勉強

し・改訂のポイント 十九○低成長時代の就業規則の見直 ○ワンポイント労働法 ○埼玉県からのお知らせ ○働く女性応援講座

会「学び合うプログラム」

目 次

頁

○平成三十年度第三回理事会・

○第五回働き方改革・働きが ○埼玉県労働局からのお知らせ 五.

○GPTW二○一九年版 ○第八回科学の甲子園全国大会 流会がいのある会社」表彰式・交 向上委員会 「働き

○埼玉県課題解決型インター シップ成果報告会

○第二回女性チャレンジフォー ○ものつくり大学へようこそ ○男女が共に活躍するためのキ 働き方改革関連法施行直前緊 埼玉大学研究者との出会い ャリア意識向上プロジェクト 千葉・茨城十五 十十四四

発揮していく。

5.会員・経済界のニーズの集約

集約しその解決に努める。 県公労使会議等を通じて、収集・ については、経営動向調査、埼玉 については、経営動向調査、埼玉

6. 産業教育への支援強化

委員会との連携強化を推進する。
各種審議会・委員会への積極的な
各種審議会・委員会への積極的な
各種審議会・委員会への積極的な
方園やキャリア教育アワードなど、
方園やキャリア教育アワードなど、
方園やキャリア教育アワードなど、
方園やキャリア教育アワードなど、
方面で表現で、
名の世界教育を受けるさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市立大宮国際中等学
するさいたま市教育を
の支援など、
さいたま市教育を
の支援など、
さいたま市教育を
の支援など、
の支援を対した
の支援を
の支援を

7. 多様性のあるリクルート活動

知度を高めていく。 埼玉県、埼玉労働局、連合埼玉 との連携の下、大学生インターン との連携の下、大学生インターン き支援、障害者や外国人留学生の 育支援、障害者や外国人留学生の するとともに、こうした活動等を するとともに、こうした活動等を が、こうした活動等を が、こうした活動等を

・ 提言活動の展開

や意見陳述に努めていく。の公設委員会議などを通じ、提言的公設委員会議などを通じ、提言始め、多種多様な県・国の機関等

必要性も高まってきていた。

100万円を超え、経費削減の

3 5 3 5

2019年度報酬額について常勤理事の

常勤理事報酬額を以下のとおりと規定に基づき、常勤理事の201規定に基づき、常勤理事の201

専務理事 1,020万円

(前年度と同額)

960万円

(前年度と同額

ただし、根岸専務理事は疾病に

より2ヵ月間の休務後も定期的により2ヵ月間の休務後も定期的に理事を辞したいとの申し出があった。5月10日の定時総会終結の時を理事1名体制では本会業務への影理事1名体制では本会業務への影でがイザーとして引き続き協会アドバイザーとして引き続き協会

報告事項①

会)の中止とこれに伴う対応について目的として開催してきた理事会・総会(臨時総人事異動に伴い後任の理事・副会長選任のみを

見代

1. 定時総会開催日以降、所属する企業の人事異動等により本会る企業の人事異動等により本会長に選任することを目的として、長に選任することを目的として、長に選任することを目的として、緩会)を開催してきた。しかしながら、多忙の中、理事・副会長がら、多忙の中、理事・副会長がら、多忙のみを目的として、理事会・総会を招集する意味があるのかとの意見も出されてきていた。との意見も出されてきていた。との意見も出されてきていた。とのまた、開催費用も会場費、懇

【今後の対応】

1. 上記現状を踏まえ、人事異動止する。

福に遅延することになる。め、本件により、後任の理事の登記は現状の11月頃から、定時登記は現状の12月頃から、定時

3. したがって、今後は、人事異 動に伴う後任者については、就 会長」に就任いただくこととい 会長」に就任いただくこととい

2019年度事業活動計画

主な変更点※ゴシック部分が2019年度の

1 主要会議等

①定時総会(臨時総会削除)1.主要会議の開催

(2) 理事会

(4) 新年会員懇談会

要生等を沓まるだとソプセミナ2.企業経営に関する重要性・必

ー、特別セミナー等の開催要性等を踏まえたトップセミナ

(2)特別セミナー

(3)その他

会の開催と地区協議会等の開催 要性等を踏まえた委員会・研究

(3)グローバル委員会(2)産業教育委員会

(6)ウーマノミクス推進委員会(5)少子高齢化対策研究会

(4) CSR委員会

(7)働く女性応援講座

(9)働き方改革・働きがい向上委(8)人事労務委員会

(1)埼玉大学イノベーション研究4.産学連携事業の推進

) 行法になるでは、ではないである。(2埼玉大学特別公開講座センター

(6)ものつくり大学地域連絡協議(5)ものつくり大学特別公開講座(4)埼玉大学研究開発フォーラム

委員会 ク研究推進機構連携拠点推進 で本庄早稲田国際リサーチパー

5. 日本経団連関係

(3)地方団体長会

(4)地方団体連絡協議会

だー関連等社会保障・環境・資源エネル社会保障・環境・資源エネル

(7)労使フォーラム(6)最低賃金対策専門委員会

6. 県関連

①知事との政策懇談会

(3埼玉県公労使会議2)県産業労働部首脳との懇談会

(4)労働委員会

(6)教育局関連(5)各部局の各種審議会・委員会

①キャリア教育支援宣言企

9. 関東財務局関連 8. 関東経済産業局関連 7. さいたま市教育委員会関係 (1)情報交換会 (3)教員研修への講師派遣 (2)さいたま市立大宮国際中等教 ①教員育成協議会 (8)さいたま人づくり広域連合関 (7)長期派遣研修受入 ①リーダーシッププログラム ②新任校長研修等研修への講 ②知事部局職員1名 ①埼玉県教育委員会職員1名 ⑤埼玉県地方産業教育審議会 ③男女が共に活躍するための 育学校運営に関する支援策の ②研修生受入 ⑧科学の甲子園全国大会・埼 ⑦四者面談会 ⑥産業教育フェア運営委員ほ ④教員・生徒向け研修への講 か各種委員 キャリア意識向上プロジェ クトへの講師派遣 での講演 玉県大会への積極的支援 10 II 1. 受入企業と学生のマッチング 11. 連合埼玉関連 の推進 (2)意見交換会 シップ推進事業 (2)地域活性化講座 (8) その他委員会 埼玉労働局関連 社会経済視察団等 埼玉大学講義 28 7 6 海外視察

(5)埼玉県雇用保険審査参与 (3)埼玉特定最低賃金審議会 (2)埼玉最低賃金審議会 (6)埼玉県労働者災害補償保険参 (4)埼玉県公労使会議 (1)埼玉地方労働委員会

(1) 労働法実務講座

(7) 労働者派遣事業適正運営協力

①地域活性化フォーラム

(1)理工学研究科学生への講義

埼玉県大学生インターン

(2)通年でのインターンシップ受 (1)マッチングサイトの運用

(4)県内高校・特別支援学校の生 (3)課題解決型大学生インターシ

(1)第39回海外社会経済視察団 ポルトガル・スペイン (6)

IV 教育啓発活動

重要性等を踏まえ適宜開催 講演会、講習会等 左記の他、企業経営の必要性・

(2)労働時間に関する法改正、同 正に関するセミナー 一労働同一賃金に関する法改

(4)新入社員研修・フォローアッ (3)労働問題実務対応講座

(6)人事労務に関する税務セミナ (5)年末調整実務セミナー

(7)決算書読み方・使い方セミナ

(9)安全管理者選任時研修 (8)衛生管理者受験対策講座

2. 女性チャレンジフォーラム (1)第3回女性チャレンジフォー

ラム

通信講座 一般対策活動

1. 文化・体育

①会員親睦ゴルフ大会 県との共同事業

1. 知事部局・教育局等の研修へ の民間講師派遣

 1. 賃金関係 調査活動

(1)春季賃金交渉

2. 労働情報 (2)年収引き上げ率調査

(2)労働経済一般の情報 (1)春季賃金交渉結果

①さいたま地域活性化サロン

企業経営動向調査

働きがいのある会社調査」参加 への積極的な情宣 GPTWの「埼玉県における

(1)緊急テーマについての特別調

会報の発行 広報活動

①埼経協ニュース

2. 会員名簿の発行

3. 埼玉県経営者協会の案内

4. 参考図書、資料の発行 ①安西愈著・当会編「管理監督 の法律実務」平成29年改定版 者のための採用から退職まで

(2) 労務関係実務資料、情報

5. 日本経団連発行図書、資料の 紹介、普及 (1)経営・人事・労務関係図書

(3)その他の資料、情報 (2)経営労働政策特別委員会報告

協力サービス活動

2. 講師の派遣斡旋、弁護士など 1. 労務相談 資格者の紹介等

記入方法)を参考に作成のうえ、7月

予定です。同封の記入例(申告書等の

10日までに提出してください。

3. 人材の紹介

5. 各種情報の提供 4. 参考図書、資料の紹介、斡旋等

6. 行政並びに関係団体の事業へ

組織活動

未入会企業の入会促進

の協力

会員の皆様のご協力の下、積極 今年度の最重要テーマとして

連絡活動

2. 関東ブロック並びに他県経協 1. 日本経団連との連携強化、 報交換 情

3. 公設委員会使用者側委員の推 との連絡提携、情報交換

4. 他経済団体並びに労働団体と 薦と連絡、情報交換

5. 報道機関との連絡、情報交換 の連絡、情報交換

申告・納付について 並びに一般拠出金の 労働保険の年度更新手続 事業主のみなさまへ
いらのお知らせ

般拠出金の申告・納付手続を行ってい 算保険料及び石綿健康被害救済法の 平成30年度確定保険料と平成31年度概 ただく時期となりました。 申告書・納付書は5月末に発送する 労働保険(労災保険・雇用保険)の (2019年6月3日~7月10日

さい。コールセンターの開設期間は5 月31日~7月12日になります。 玉労働局労働保険徴収課にお尋ねくだ 詳しくは、コールセンターまたは埼

・コールセンター

平成三〇年度第五回働き方改革・働きがい向上委員会

基調講演 会社とは」、 グ入賞企業等の事例発表 GPTWが考える働きがいのある 「GPTW二〇一九全国ランキン

-終了後表彰式・交流会も開催



は、 が続いています。こうした中、各 る取り組みが不可欠です。 いる働き方改革を実現するために 企業では、自社の成長・発展を目 取り巻く経営環境は、厳しい情勢 争が激化する現在、わが国企業を 会の到来による人手不足が深刻化 し、国内のみならずグローバル競 少子高齢化の進行、 しかし、昨今話題になって 様々な取組みを実施してい 「働きがい」 人口減少社 一を高め

講演を行う原田

大助氏

きがい向上委員会を、大宮ソニッ 十四日木、 このような背景を踏まえ、三月 第五回働き方改革・働

pan) シニアコンサルタント

 $\mathrm{Work}^{\scriptscriptstyle{(\!R\!)}}$

Institute

野

敦子氏より、基調講演として、





る会社とは」をテーマにお話しい 「GPTWが考える働きがいのあ

講演を行う今野 敦子氏

ランキングにおいて、 組について説明いただきました。 ある会社」優秀企業である、 九九九人)で見事五位にランクイ ける働きがいのある会社」ランキ 会社タウの代表取締役副社長 式会社の代表取締役 ンした、武蔵コーポレーション株 ング中規模部門(従業員一〇〇~ における働きがい向上のための取 ただきました。 続いて、GPTW二〇一九全国 「埼玉県における働きがいの 大助氏から、それぞれの企業 大谷 「日本にお 義武 原

の後交流会が開催されました。 町)くまのみ整骨院・整体院グル ある会社」としての表彰式が行わ Wの「埼玉県における働きがいの プ(さいたま市)、株式会社タ また、本委員会終了後、GPT (さいたま市) が表彰され、 株式会社温泉道場(ときがわ

開催し、二九名が参加しました。

日

は to

まず、GPTW (Great

クシティビル四階市民ホールにて



くまのみ、タウ

して3社を表彰 左から、温泉道場、

本における「働きがいのある会社」 京お台場にて、二〇一九年版 を得ています。 出企業は優良企業として高い評価 表彰式・交流会が開催されました。 今年も二月二七日水、 企業の対する表彰も行っています。 GPTWでは、ランキング上位 ヒルトン東 日



武蔵コーポレーションが埼玉県勢とし 初めてランキング上位に選出された (中規模部門5位)



Japan)二〇一九年版「働きがいのある会社」 表彰式・交流会 GPTW (Great Place to Work® Institute to 企業の参加のもと、盛大に開催さ に選ばれた日本全国約三〇〇社

れました。

以上で活動を展開しています。 きがい」に関する調査・分析を行 のある会社ランキング」は従業員 の意識調査機関で、世界五十カ国 なメディアで発表する世界最大級 められた会社や組織を各国の有力 い、一定の水準に達していると認 Work® Institute Japan) せ、 への意識調査を基に選出され、選 GPTWが発表する GPTW (Great Place 「働きがい 「働

当日は、 「働きがいのある会社」

> り組みについてスピーチが行われ キスプレス、Plan・Do・Seeの 業の表彰も行われました。また、 選出企業、女性ランキング選出企 したほか、五回選出企業、 大切にしていることや具体的な取 一社から、働きがいを高める上で ○回選出企業のアメリカン・エ 第一部 (企業規模別)に選出企業を表彰 表彰式では、各部門別 一 〇 回

が行われました。 稔氏とGPTW に求められる働きがい」をテーマ 参加者同士で情報交換や意見交換 奈子氏の対談が行われました。 に、明治大学大学院教授 第二部では、「これからの時代 第三部の交流会では、各企業の 岡元 野田 利

第2部では野田教授と岡元代表の 対談が行われた

業第8回 科学の甲子園全国大会

平成31年3月15日 金から3月18日 印までの日程で、埼玉県さいたま市で「第8回科学の甲子園全国大会」(主催:科学技術振興機構)が開催されました。

「科学の甲子園」は、国立研究開発法人科学技術振興機構が主催する、高等学校等の生徒チームを対象とした、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取り組みで、各都道府県の予選を勝ち抜いた代表校が集い、競い合い、活躍できる場として、平成23年度よりスタートした一大イベントです。

第8回大会では、都道府県予選会で過去最高の709校(9,075名)が出場し、選抜された全国47校(361名)の高校生たちが、ここ埼玉に集結し、熱戦を繰り広げました。

優勝は、愛知県代表の海陽中等教育学校。埼玉県代表の県立 浦和高校は企業特別賞埼玉県経営者協会賞(1年生1名以上を 含むチームの中の優秀校)を受賞しました。

なお、埼玉県での全国大会開催は来年度までの予定となっており、次回、第9回全国大会は2020年3月に開催される予定です。



開会式・筆記競技

3月15日金大宮ソニックシティ



開会式での学校紹介の様子(県立浦和高校)

実技競技

3月16日(土)サイデン化学アリーナ



実技競技③ツール・ド・さいたま (ジャイロ二輪車レース)

シンポジウム・表彰式

3月17日(日)大宮ソニックシティ



表彰式の様子

エクスカーション等

3月17日(日) 展示・お土産ブース



3月18日(月) エクスカーション

理化学研究所、 造幣局さいたま支局、 川越の街並み等を 見学

協働パートナー掲出パネル



ソニックシティ大ホールステージ



サイデン化学アリーナ 特設ステージ

主な大会成績

総合優勝海陽中等教育学校(愛知)



文部科学大臣賞 科学技術・学術政策局長 松尾 泰樹氏(左) CIEE Japan/ETS TOEFL 賞 一般社団法人CIEE国際教育交換 協議会 根本 斉氏(右)

総合第2位 栄光学園高校(神奈川)



科学技術振興機構理事長賞 理事 真先 正人氏(左) UL Japan 賞 事業開発部部長 川口 昇氏(右)

総合第3位 県立膳所高校(滋賀)



埼玉県知事賞 副知事 奥野 立氏(左) 埼玉りそな銀行賞 常務執行役員 宮﨑 恒史氏(右)

総合第4位 県立岐阜高校(岐阜)



教育委員会教育長 細田 眞由美氏(左) さいたま市長賞 武蔵野銀行賞 取締役副頭取 町田 秀夫氏(右)

総合第5位 青雲高校(長崎)



日本理科教育振興協会賞 会長 大久保 昇氏

総合第6位 愛光高校(愛媛)



しまむら賞 執行役員企画室長 鈴木 誠氏

総合第7位 県立宮崎西高校(宮崎)



AGS 賞 代表取締役社長 石井 進氏

総合第8位 県立倉敷天城高校(岡山)



タムロン賞 専務取締役 川鍋 宏氏

総合第9位 県立金沢泉丘高校(石川)



ポーライト賞 代表取締役社長 青木 茂夫氏

総合第10位 県立宝塚北高校 (兵庫)



昭和技研工業賞 代表取締役 岩井 崇氏

企業特別賞 県立浦和高校(埼玉)



埼玉県経営者協会賞 上條 正仁会長

協働パートナーとして会員企業10社に御協賛いただきました。(50音順) 〈協賛企業〉





埼玉リそな銀行 しまむら PEAR SET JOINT HATCH HATCH

TAMRON *ポーライト*株式会社 ム 武蔵野銀行



〈応援企業〉



来年度も、より多くの企業の皆様に協働パートナーとしてご協賛をいただき、埼玉県大会、全国大会をますます盛り 上げていきたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

平成30年度 埼玉県課題解決型 インターンシップ 成果報告会を開催

3月4日(月)13時30分から大宮ソニックシティビル9階906会議室において平成30年度埼玉県課題解決型インターンシップ成果報告会が開催され、実習参加学生、受入先、学生所属大学、事業推進関係者など83名が参加した。3~6か月の長期インターンシップを体験した学生が成果報告を行うとともに、受入先からは実習受入れの感想や成果、苦労話等のコメントをいただいた。実習概要は次の表の通り。なお、平成30年度は県内6大学から28名の学生が15先で実習に参加した。

平成30年度埼玉県課題解決型インターンシップの実習概要

受入先50音順

実習受入先企業	主要業種	インターンシップ実習課題	受入数	参加学生
(株)臼田ファイン モータースクー ル	自動車教習所	◆魅力的なリクルート戦略の立案 ◆ダイバーシティの推進と構築の企 画・立案	1名	埼玉大学 経済学部2年
AGS (株)	情報サービス	◆学生目線でリクルート戦略の立案・ 提案 ◆真に求める働きやすい会社の考案・ 提案	1名	埼玉大学 経済学部 2 年
㈱大宮電化	リユースショッ プ運営	リユースショップがネット事業にどう 取り組むべきか、改善策を提言する	2名	埼玉大学 教育学部 2 年 埼玉大学 理学部 1 年
ガーデンホテル 紫雲閣	ホテル	課題①【ブライダル】新型ブライダル、 披露宴の商品開発 課題②【レストラン】特定客向けレス トランメニューの開発 課題③【広報】地域密着型広報ツール の開発	6名	①武蔵丘短期大学 健康生活学科2年
㈱カタヤマ	総合建設	課題①女性社員が働きやすい環境の具体策を企画する 課題②人材採用に関する魅力的なリクルート戦略を構築	3名	①埼玉大学 教養学部3年 ②埼玉大学 教養学部3年 埼玉大学 経済学部2年
㈱キット	製薬・ファイン ケミカル向け設 備の企画・設計・ 製造等	中小企業が取り組むべき CSR 活動を 提案する	1名	埼玉大学 経済学部 3 年
(株)クラシカルエ ルフ	ネットによる小 売業(婦人服、 ジーンズ中心)	ZOZOTOWN を運営するチームの一 員となり、ランキング入り商品をつく り上げる	1名	埼玉大学 経済学部 1 年
(株)クリタエイム デリカ	製麺・惣菜製造	働き方の多様性を実現していくための 労働条件などを研究・提言する	2名	城西大学 現代政策学部3年 人間総合科学大学 人間科学部2年
(株)コマーム	保育・ 子育て支援	留学生など外国人のインターンシップ 受け入れ体制の具体的方策を提案する	1名	城西大学 現代政策学部3年
(株)コミュニティ コム	インターネット 広 告・Web サ イト制作、貸し 事務所	◆オウンドメディアへの提言と作成体験◆地域メディアサイトの取材とライター体験	2名	埼玉大学 工学部 3 年 城西大学 現代政策学部 3 年

実習受入先企業	主要業種	インターンシップ実習課題	受入数	参加学生	
㈱サカモト	木製建具・家具 の製造・販売・ 施工	地域資源を活かした「商品開発」「製 造」「販売」を通じた「ものづくり」 の実践を学ぶ	2名	駿河台大学 メディア情報学部3年 "	
(株)シーエックス カーゴ	生協物流のトータルサポート	外国人技能実習制度の運営に役立つ施 策の立案	1名	埼玉大学 教養学部 4 年	
中央税務会計事務所	税理士事務所	課題①報告書等の「紙」について、データ化できるものなどを分析し、方向性を決める 課題②客先別のデータを分析し、「見える化」を図り業務の平準化をする	3名	①共栄大学 国際経営学部2年 埼玉大学 経済学部2年 ②埼玉大学 人文社会科学研究科1年	
㈱デサン	コンピュータグ ラフィック印刷 及びそれに伴う ラッピング塗装、 自動車塗装	営業・営業事務の業務について、効率 の良い働き方のヒントを提案する	1名	埼玉大学 教養学部3年	
㈱明治 坂戸工場	食料品製造業	工場見学施設における満足度向上策・ 集客アップ策など課題の抽出や改善を 行う	1名	埼玉大学 教養学部2年	



埼玉大学 学長 山口 宏樹氏



埼玉県産業労働部雇用労働局長 新里 英男氏



埼玉県経営者協会 会長 上條 正仁





成果報告会の様子



集合写真

成三十年度 今年で六回目となる「男女が共 ア意識向上プロジェクト~久喜北陽高等学校_ 県内企業女性リー 男女が共に活躍するための ・ダー十六名を迎えて開催

国や世界の発展に貢献する有為な スで、高い志を持って地域社会、 初の総合学科の学校としてスター 六二年に開校し、平成七年に県内 について語っていただくものです 身のこれまでのキャリアを踏まえ、 ログラムは本会推薦の女性リーダ 会と連携し、高校生対象のキャリ 校」が三月十二日火に開催されま ア教育支援を行っており、このプ した。本会では、埼玉県教育委員 上プロジェクト~久喜北陽高等学 に活躍するためのキャリア意識向 今回開催の久喜北陽高校は昭和 チャレンジすることの大切さ_ が講師となり、高校生に対し自 「働くことの素晴らしさ」など



第1部基調講演の様子

は成功と何もしないことの間にあ 調講演が行われました。チャレン 活動を行っています。 る」などのメッセージを生徒に投 ャレンジし続けること」「失敗と ジすることの大切さとして「新し 研究主幹から「働くことの素晴ら しさ、そして大切さ」と題して基 人材を育てることを目指して教育 第一部 時代をチャンスと捉え、常にチ 当日の内容は次の通りです。 はじめに体育館で本会白井智也 【基調講演

◇第二部 【クラス別講演】

げかけました。

生時代に取り組んだこと」「現在 から話を聞き、質疑応答を通して 「解を深めました。講師の方は「学 生徒は各教室に移り、講師の方

> リア体験を伝え、生徒は「やりが けややりがい」「働くうえで考え と」などについて質問をしました。 てほしいこと」など、自身のキャ 携わっている仕事に就いたきっか 〉第三部【学校関係者との意見交換会】 「仕事選びについて大切なこ 来に向けてどのようにすべきなの 来就職するなら、 が必要なことが分かりました。将 ション能力は必要だったり、

スを大切にしてくれる会社に就職 できて、ワーク・ライフ・バラン

女性も社会進出

こたいと思いました」「自分が将

んな仕事に就いてもコミュニケー

働きやすい職場づくり」や「企業 換会が行われ、「企業が取り組む が求める人材像」などについて話 主任)が会議室に集まり、意見交 し合われました。 講師と学校関係者(校長や教務

> のようにしたいかの方が重要だと この先どのようになりたいか、ど

やりたいことだけではなく自分が かを考えさせられました。自分の

いうことがとても参考になりまし

「私は今回の講演会を聞いて

〈生徒の事後アンケート〉

思いました。自分の過去の経験を のでやってみようと思います」「ど 振り返ることがなかなかできない ら今回色々な話を聞くことができ ていて、そうすることが大事だと っているのかをしっかり分析され 験から、自分にはどんな仕事があ てよかったです。自分の過去の経 一普段、働いている女性の方か



第2部クラス別講演の様子

第3部意見交換会の様子



橋本 奈緒氏 ㈱タムロン 人事総務本部人事部 1年3組担当



智恵子氏 水野 社会福祉法人隼人会まきば園 サービス相談室 1年6組担当



中村 恵子氏 (株)埼玉りそな銀行 経営管理部秘書グループ 1年2組担当



裕子氏 翠川 日本信号株式会社 ものづくり本部宇都宮事業所業務部 1年5組担当



山口 由美子氏 埼玉県産業労働部 産業労働政策課 1年1組担当



高山 知恵氏 (株)テレビ埼玉 スポーツ局スポーツ部 1年4組担当

共感できました_ り休暇を取得し、 配な産休や育児についてもしっか きなのか、どういう点を重視して さんあると言っていたのはとても そこに行くことで得ることもたく 性より大変そうだなと思ったけど、 した」「女性が働くにあたって心 か、少しわかったような気がしま 会社を選び、貫いていくべきなの たって、 ったと言っていたので安心しまし 自分が人よりも先に就職するにあ た。女性の転勤について聞いて男 何をもって社会に出るべ その後職場に戻



伊藤 英美氏 むさし証券(株) グローバル金融商品部 2年3組担当



岡村 可奈氏 埼玉県信用保証協会 春日部支店保証課 2年2組担当



渡辺 万里絵氏 ㈱サイサン 人事総務部人事課 2年1組担当



石田 晶子氏 ㈱明治 研究本部 商品開発研究所 菓子開発研究部チョコレート1G 1年8組担当



加知方 真美子氏 ポラスシェアード(株) ビジネスサポート課 1年7組担当



真澄氏 本田 社会福祉法人隼人会まきば園 給食サービス課 2年8組担当



夢川 泉穂氏 川木建設(株) PM 営業部不動産相続相談室 2年7組担当



真理子氏 (株)ピックルスコーポ レーション開発室 2年6組担当



知子氏 遠山 AGS(株) 企画管理本部 働き方改革推進室 2年5組担当



春口 麻衣子氏 ㈱武蔵野銀行 人事部人材活躍推進室 2年4組担当

武蔵野銀行ア

ダウンロードはこちら

グルメ・ レジャー等 お得なクーポン 配信中!









式蔵野銀行



埼玉リそな銀行

RESONA

りそなソーシャルメディアネットワ-

りそなグループのソーシャルメディア 公式アカウントをご紹介します。

りそなグループでは、Facebook、 Twitter、YouTube、LINEの 見縁 ソーシャルメディアを通じて、 情報発信を行っています。





全国ネットの人材情報で、 出向・移籍等の支援!

お気軽に ご相談ください

企業間の人材マッチングを サポートしています。

信頼と安心

経済・産業団体と 厚生労働省の協力 で設立された公益 法人です。

料 無

情報の提供、相談、 あっせんの費用は かかりません。

情報の授受 相談など

センター

情報の授受 相談など

送出企業 人事部門

企業間交渉の 機会の設定など

受入企業

出向·移籍対象者

斡旋・紹介 成就

求 人

●お問い合わせ

出向・移籍の▲ 専門機関



埼玉 公益財団法人 産業雇用安定センター 事務所 http://www.sangyokoyo.or.jp/

埼玉大学研究者との出会いの広

シリーズ 第112回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。 埼経協 常務理事 廣澤 健一 **2**048-647-4100

FAX 048-641-0924

究 研 内 容 の

産業への展開



地域に貢献できる人材を育成するために

基盤教育研究センター 石 阪 督 規 教授

昨今の産業構造の転換、生産拠点の海 外流出、非正規雇用者の増加といった、

中小企業をも巻き込む時代の大きな変化は、若者たちにも、 生活や意識の面で大きな変化をもたらしました。物質的な 豊かさを希求し、仕事第一主義のもとお金や出世を望む若 者が減少する一方で、自己実現や社会貢献に意味を見い出 し、自分のペースで仕事をしていく若者たちが増えつつあ ります。

こうしたなか、埼玉大学では、課題解決を目的としたイ ンターンシッププログラムや地域資源の掘り起こし・活用 をめざす産学連携の取組を推進しています。学生たちに「前 に一歩踏み出せる力」「考え抜く力」「チームで協力する力」 など、社会人基礎力を体系的に習得させ、地域に貢献でき る人材を育成するために、企業や経済団体と一緒になって キャリア教育プログラムを開発してきました。こうしたプ

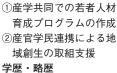
ログラムの研究・開発が、近年の私のライフ ワークとなっています。

かつての企業は、長い時間をかけて若者を 一人前に育て上げ、若者に長期にわたる雇用 の場と生活の安定を保障しましたが、いまは 企業にそこまでの余裕はありません。少数の 即戦力人材と多くの非正規とを上手に使い分 けながら、何とか人をやりくりしているとい うのが実情です。しかし、「優秀な人材側の

定着なくして、企業の成長なし」ともいわれるなか、企業 には、人材の定着と育成・支援に、よりいっそう多くの時 間と労力を投入することが求められます。一見、遠回りの ようにもみえるこうした地道な試みが、長期的には企業の 生き残り、成長に大きく寄与することになるはずです。

埼玉県は、就職を機に多くの若者が流出するという社会 課題を抱えています。ユニークな発想・アイデアをもった 若者たちが、これまで以上に、県内企業と連携することが できれば、そこに若者の活躍の場が生まれ、県内定着率の アップに結びつきます。また、こうした動きが、地域経済 の活性化につながる「新しい風」を吹かせることになるか もしれません。企業にとっても、学生たちとかかわりをも つ若手社員が増えることで、企業内にあらたな発想・視点 が蓄積され、企業の「基礎体力」を強化するという成果も 期待できます。

> 東京都心部への一極集中がいっそう強ま るなか、県内企業も、優秀な若手人材を確 保し定着させるための本格的な産学連携型 キャリア支援プログラムの導入・活用を検 討すべき時期に来ています。産学共同のも と、新たな若者人材育成プログラムを開発・ 運用し、優秀な若者たちの活躍の場を確保 することが、埼玉県の地域創生、人材定着 には欠かせないといってよいでしょう。



石阪 督規

(いしざか とくのり) 広島大学大学院社会科学 研究科博士課程後期単位 取得後、三重大学人文学 部准教授、東京未来大学 モチベーション行動科学 部教授等を経て現職。日 本地域創生学会理事。こ れまで、地域づくり、若 者就労支援、中小企業支 援、観光交流などの審議 会・委員会の委員を数多 く歴任。若者の自立、移 住・定住に向けた取り組 みを支援するほか、多く の自治体や地域のまちづ くり、地域再生に携わる。 著書に「ニートを救う地 域のネットワークカ」な ど。研究室 HP:http: //www010.upp.so-net. ne.jp/ishizaka/



点描から始まる近代、現代という私たちの時代を解き明かす 基盤教育研究センター 加 藤 有希子 准教授

課題解決型プログラムの実践

私は2004年にアメリカに留学して 以来、新印象派という「ぶつぶつ」

で物を描くスーラやシニャックといったフランスの作 家のことを研究してきました。新印象派が生まれたの は1886年、それより10年ほど前は、日本でもよく知ら れているモネやルノワールなどの印象派が出てきて、 即興風の美しい色合いの絵画を描いていました。私が 研究している新印象派は、それに比べ、美しくもすが すがしくもありません。気も狂わんばかりの細かい点 で物を描き、ぎこちなく、物悲しく、人物はロボット のようで、孤独です。実際、新印象派の始祖のスーラ は、寡黙な性格で、極度の細かい作業の弊害か(?)、

31歳の若さで病没しまし

しかしスーラの絵には、 私達を惹きつける不思議 な魅力があります。この 孤独感、ロボットのよう なぎこちない人物像、奥 を見ようしても塵のよう に舞ってしまう点描とい う技法。高度な資本主義、



ジョルジュ・スーラ《パラード》 1887-1888、メトロポリタン美術館

グローバリズム、機械化の社会を生き抜く私達なら、 誰もが感じたことのある世界に対する「違和感」なの ではないでしょうか。

美術というのは、時代の言葉に出来ない思いや雰囲 気を結晶化します。最近日本では、経済的な利益にな らないものを排斥しようとする傾向がありますが、人 間は複雑な生き物で、理屈だけでは動きません。むし ろ最近の経済や政治の動向を見てみると、無意識の欲 望や突発的な感性こそがイノベーションを動かしてい ます。人びとがいわゆるインスタ映えに熱狂するよう に、美的な感性の声を聞くことは、今、最も重要なこ との一つなのです。

> 私はこうした社会における美術の重要性を 伝えることを何より重視しています。そして スーラの点描が19世紀末のヨーロッパで提起 した問題が、その後の美術界、思想界、そし て一般社会でどうインパクトを与え続けてい るのかを研究しています。政治、経済、宗教、 文化、地域、家庭、すべての点で古いコミュ ニティが壊れつつあります。スーラ以後の芸 術を通して、私はこうした難しい時代を生き 抜くヒントを得たいと考えています。

今は VUCA の時代で す(Volatility 不安定性、 Uncertainty 不確実性、 Complexity 複雜性、Ambiguity 曖昧性)。こうし た時代こそ美術のような 感性的営みが重視される のではないでしょうか。 産業界にとっても美的感 性を導きいれることは、 大きな利益につながりま

学歴・略歴

加藤 有希子

(かとう ゆきこ) 2004~2010年 フルブラ イト大学院奨学金留学生 (全学給付) として米国 デューク大学美術史視覚 文化学科博士課程留学 2010年 デューク大学大 学院にて博士号 (Ph.D. 美術史)取得

2011年 立命館大学生存 学創生拠点ポストドクト ラルフェロー

2012年 埼玉大学基盤教 育研究センター 准教授

「ものつくり大学」へようこそ



第98回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。 埼経協 常務理事 廣澤 健一 **2**048-647-4100

FAX 048-641-0924

ICT により技能習得をより効果的に

総合機械学科 永 井 孝 准教授

近年、センサーが小型・高機能化し、様々な環境でデー タ収集が可能となり、オンライン学習環境では学習課程の 収集・活用がされています。

身体動作を伴う技能の習得は、学習者が繰返し動作を行 い、誤りに気づき修正をすることで身につけていきます。 これらの技能習得には、個人学習では難しく、指導者と共 に該当する動作を行い、指導を受けることが良いとされて います。しかし、常に指導者から指導を受けることは難し いのが現状です。

私たちは、ICTと IoT を活用して技能習得を効果的に するための学習支援システムの研究開発をしています。作 業者や機械などにセンサーを取り付け、IoT 技術によりデ ータの保存・解析を行い、人工知能技術の応用により技能 のモデル化をするためのプラットフォーム、これらのモデ

ルおよび学習履歴を活用し、学習者が効果的に技能習得を 支援するプラットフォームです。例として、美術教育にお いて重要な基本技能の一つのドローイングの技能習得を支 援するシステムを開発しました。ドローイング学習支援シ ステムでは、熟練者の描画プロセスに着目し、描画プロセ スをデータ化し保存・解析を通してモデル化しました。こ のモデルを利用し、学習者への学習支援を行っています。 また、学習者は自身のドローイングのプロセスを見ること ができませんでした。過去のドローイングを閲覧・比較す ることも技能習得の促進に役立っています。

最後に、ICT と IoT、オンライン学習環境を活用するこ とで技能を効果的に習得することが可能となります。ご興 味がありましたら我々がサポートできますのでご相談くだ 211

永井 孝(ながいたかし)准教授 博士(工学)、信州大学大学院博士課程単位修得後退学、オーセブン株式会社、日本外国語 専門学校、株式会社 CMS コミュニケーションズを経て、2018年よりものつくり大学。専門分野:教育工学、e-Learning、身体 知獲得支援、LMS. MOOC (連絡先: 048-564-xxxx)



熊谷市でもヒートアイランド現象が

ヒートアイランド現象という言葉がありま す。Heat Islandですので、熱の島と訳され ます。この現象は都市の気温が周囲よりも高

くなり、あたかも都市部に熱の島が形成されているような状態をいいま す。ヒートアイランド現象は都市化の進展により、主に大都市を中心に 問題が顕在化しており、東京、大阪等の大都市では数多くの研究者がこ の問題について長い間研究をしてきています。一方、筆者の所属するも のつくり大学は埼玉県熊谷市に隣接しています。熊谷市は2018年7月23 日に、わが国で最も高温となる41.1℃となる気温を記録しました。この 高温化の原因はフェーン現象によるものとされていますが、都市の高温 化は近年、熱中症の増加等、深刻な健康被害をもたらしています。

そこで、私の研究室では、小規模都市である熊谷市を対象にして、熊 谷市内の温湿度を計測することにより、ヒートアイランド現象の有無に ついて研究を進めています。研究方法は図1に示すようなエリアを自動 車により広範囲に移動しながら温湿度と位置情報を連続計測します。計 測は夏季、冬季の日の出前と日中を対象に実施しました。図2に示す気 温分布図はその一例ですが、市中心部はその周囲よりも気温が高く、熱

建設学科 久保 隆太郎

だまり、すなわちヒートアイランド現象が発生していることが確認され ました。このように、熊谷市のような小規模な都市においても気温高温 化現象が発生していることがわかりました。

ものつくり大学久保研究室では、今後も継続的にヒートアイランド現 象に関する研究を行っていく予定です。

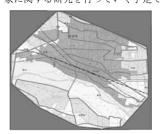


図1 移動計測のルート(東西8.3km、南北6.8km) (赤:人口密集地域、緑:田圃、薄緑:畑、橙:荒地) 出典:国土地理院、地理院地図、および H27年国 勢調査人口集中地区境界データ(総務省統計局)

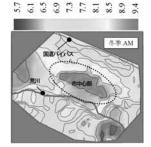


図2 計測された気温分布 (2018年11月30日 AM 3:30)

久保 隆太郎(くぼ りゅうたろう)准教授、2005年明治大学大学院修了、博士(工学)。熊本大学産学連携研究員および日本 学術振興会特別研究員を経て、2009年より日建設計総合研究所、2018年4月からものつくり大学准教授。日本建築学会、空気調 和·衛生工学会会員。(連絡先:048-564-3903、r_kubo@iot.ac.jp)

働き方改革関連法直前セミナー

法曹所属弁護士が詳細に解説~」を開催実務ポイントを使用者側の立場にたつ経営 セミナー〜働き方改革関連法の注意 「働き方改革関連法施行直前緊急実務解説 意すべき

導入されました。 様な働き方に応じた仕組みも一部 ル制度の創設」や「フレックスタ とも早急な対策が求められます。 企業は一年遅れ)であり、各会員 予定(ただし、上限規制のみ中小 ました。これらはこの四月に施行 バル制度の努力義務」等が決まり 取得の義務化」「勤務間インター 規制の導入」「年五日以上の年休 防止に向け、「時間外労働の上限 特に労働時間関係では過重労働の 今年四月から順次施行されます。 イム制の清算期間延長」など、多 一方で、「高度プロフェッショナ 働き方改革関連法」が成立し

氏を講師としてお迎えし、「働き方 アイスパートナー弁護士 橘 五日火、石嵜・山中法律事務所のヴ このような背景を踏まえ、三月 大樹



講義を行う 大樹弁護士 橘

が詳細に解説~」を開催しました。 意すべき実務ポイントを使用者側 改革関連法施行直前緊急実務解説 の立場にたつ経営法曹所属弁護士 セミナー~働き方改革関連法の注 名が参加しました。 四階市民ホールにて開催し、二 当日は、 大宮ソニックシティビ

体像の説明から始まりました。続 講演は、働き方改革関連法の全

内容となっていました。

ど、施行直前の最終点検に役立つ

か、見落としている点はないかな

自社の改正法対応に誤りはない

ついても解説していただきました。 など、現在の動向と企業の備えに 澤運輸事件)や派遣法改正の動向 判決(ハマキョウレックス事件、長 は、二〇一八年六月一日の最高裁 項について説明いただきました。 ポイントや、よく相談を受ける事 務」などを中心に、実務上の対応 務間インターバル制度の努力義 間外労働の上限規制の導入」「年 五日以上の年休取得の義務化」「勤 いて、この四月から施行になる「時 また、同一労働同一賃金関連で

平成三十年度第四回CSR委員会

『積極的なコミュニケーションによる働きや

株式会社シーエックス

すい職場環境視察会

員会と本会の共催で、二月二六日 て開催し、八名の方にご参加いた 火株式会社シーエックスカーゴに カーゴ視察会』 第四回CSR委員会は県教育委 開催

害者一八三名)、障害者雇用率が 五・七四%に達しています。 商品管理業務等を行っている会社 生協他からの自動車運送、倉庫、 株式会社シーエックスカーゴは 社員数が四四三〇名(うち障

職場の方々への支援を行ったりす って勤務時間や日数変更等を行っ の離職率を下げるために、コミュ ップを実施するとともに、障害者 をもつ学生に対するインターンシ るなど多くの取組をしています。 言者)による障害者やその家族、 たり、ジョブコーチ ニケーションを密にして状況によ 今回の視察会では、職場見学お この雇用率の達成に向け、障害 (職場適応助

だきました。



人事部長 土井 一郎 一郎氏

ョブコーチの當郷綾香氏による講 の理解を深めました。 演を通して、障害者雇用について よび人事部部長の土井一郎氏、 ジ

講演の概要は以下のとおり。

拡大しているため、 により物流業に対するニーズが とに加え、ネット通販の高まり 深刻な少子高齢化により、 年齢人口が減少し続けているこ 人事部部長 土井一郎 人財不足が 氏 生産

障害者の採用ではトライアル雇 通勤可能な圏内で雇用が可能な 念に採用活動を行っている。 が採らない方を採る」ことを信 用するための方針として「他社 人(高齢者、障害者など)を採 深刻になっている。

るよう努めている。そして働き ジャストできる)人財を確保す はなく、働いていただける(ア 障害者だから雇用しているので しながら二年間で育てている。

> も健常者も関係ないと考え、 やすい職場をつくれば、



日々取り組んでいる。 障害者

〉講演概要②

障害者に安心して長く働いても らうために、サポート体制の構 ジョブコーチ 築を進めている。 當郷綾香 氏

障害者がもつ特性を社員研修や 解、交流を進めている。 障害を持つ人と持たない人の理 チラシ・ポスターを通して伝え

・障害者への一方的な支援になら 場になれるよう心がけている。 立ち、双方から必要とされる立 ないよう中立的なポジションに



工場見学(選別)

第二回女性チャレンジフォーラム開催

向けてチャレンジする!」~キャリアビジテーマ「〝将来のあるべき姿〟を描き、実現に すための「目標と行動計画」を設定する~ ョン・キャリアプランを描いて、一歩踏み出

にて開催され、三四名が参加され ムが三月六日大宮ソニックシティ 第二回女性チャレンジフォーラ

〈開催のねらい

②キャリアビジョン・キャリアプ ①キャリアを形成していく上で、 画」を策定する 踏み出すための「目標と行動計 ランを描き、実現に向けて一歩 目標に向かってチャレンジする ことの重要性を知る

〈プログラム〉

基調講演・講義・個人ワーク&

社アストロスケールゼネラルマネ グループワーク・宣言 一部の基調講演では、 一部 基調講演概要 株式会

・ジャー伊藤美樹氏より「チャレ



「チャレンジの先にあるもの」 と題した(株)アストロスケール 伊藤美樹氏による基調講演



「自分自身のキャリアを考える ことの重要性」と題した当会 町田恭子による講義

演をいただきました。 ンジの先にあるもの」と題して講

なっています。 開発を進める上で国際的な問題に 突事故を起こすこともあり、宇宙 組む世界で唯一の企業です。宇宙 ゴミとは、宇宙を漂う使い終わっ ミ(スペースデブリ)の除去に取 のことで、衛星の軌道を妨げて衝 た人工衛星やロケットの残骸など ㈱アストロスケールは、宇宙ゴ

ジを続けられています。

講演では、

企業としての取組み

ラルマネージャーとしてチャレン 長に就任、エンジニア業務を兼任 ロスケール日本法人代表取締役社 従事され、二〇一五年に㈱アスト 端研究開発支援プロジェクト等に 宇宙工学専攻修了後、内閣府最先 しながらご活躍され、現在はゼネ 伊藤氏は、日本大学大学院航空

通したメッセージをお話しされま トがあった」とふり返り、経験を の方が大きく、自分とってメリッ

気持ち的に自分の決断に納得して 思う方の選択をする。打算ではな せず、気持ちが向く・心地良いと 気持ちに従うこと(将来への安定 ・少しでも『面白そう』と感じた ても乗り越えることができる) いるので、もし苦しいことがあっ く自分の感覚に直に従った選択は 給与、周りの意見や世間体は気に ・チャレンジをやり遂げた後の自



.ワークでは、ワークとライ :「Can・Must・Will」を書 シキャリアについて考える

づけられる)

ないし、辛いことを経験するかも ることで、これまでとの別のキャ に役立つことを得られる) やりきることで今後の人生や仕事 しれない。だが、どちらにしても 最後に「社長業にチャレンジす

目の前にして不安や心配もあった

し、苦しみや辛さもあったが、結

チャレンジの連続だった。課題を

果としてチャレンジして得たこと

だきました。「これまでの経験は

チャレンジに関してお話しをいた のご紹介に続き、伊藤氏ご自身の

皆さんもぜひ様々なチャレンジ リアの可能性が開け、選択の幅が れた。大変だけどやりがいがある。 広がり、人間的な成長も促してく

とができる。



握るイメージでビジョンを描くこ

ではなく、車のハンドルを自分で

・人生の主役は自分。受身の精神

「"あるべき姿 言する 明日からの行動計画を「" への第一歩」として宣言す

クが大きくなって、活力になる) 分を想像する(自分の中のワクワ 不安なことは、 何が不安かをよ

第二部

を!」と結ばれ、講演は終了しま

ャレンジしている人が沢山いる。 は自分たちと同じかそれ以上にチ 野を広げると、日本中、 自分だけじゃないとわかれば勇気 ・一人じゃない、と考えること(視

義を行いました。

・、自律的なキャリア、を描くた

当会事業課長の町田恭子より、

午

を考えることの重要性」として、

第二部は「自分自身のキャリア 講義概要)

後の個人ワークに繋げるための講

クワクする毎日を過ごすかもしれ ることを選択し、それによってワ すぐに諦めない(チャレンジす

き姿を描く。

築するために、自身の将来あるべ ①個人の視点からキャリアを再構 めに、本日トライすること

レームワークで今後のビジョンを

(方法)「Can・Must・Will」の

目標を立て、その実現に向けて 自分の仕事・キャリアを「自分で」 の「目標と行動計画」を策定する。 計画」を設定する。 歩踏み出すための具体的な「行動 ・ビジョンやプランを描くことで 「充実したもの」に変えていくこ (方法) ビジョンを実現するため

ープワーク〉 (第三・四部 個人ワーク&グル

フレームワークで今後のビジョン 午後は「『Can・Must・Will』 0)

②方向を決めて歩き出すために、

ャリアビジョン」を3つの時間軸 いて考えることに取組みました。 る、棚卸し、と、これから、につ 現してみたいこと)」をワークシ 分けて、「Can(今自分が持って を描く」に取り組みました。 で作成しました。 にワークとライフそれぞれの「キ いるスキル・能力・強み)」「Must ートに書き出し、自分自身に関す その後は、書き出した内容を基 (自分の役割・責任)」「Will(実 まず「ワーク」と「ライフ」に

③長期的な目標(五年程度で実現 実現したいこと)、②中期的な目 ①短期的な目標(六ヶ月程度で (二~三年で実現したいこと)

実現するための具体的な行動を 三」として纏めました。 しての明日からの取組みを「宣 「があるべき姿~への第一歩」と 「キャリアプラン」として作成し、 続いて「キャリアビジョン」を

〈第五部 宣言〉

く機会となりました。 て「一歩踏み出す」大切さに気づ のキャリアビジョンの実現に向け 表していただく時間を設け、自分 明日から取り組むことを全員に発 における目標を成し遂げるために、 最後に、「ワーク」と「ライフ」

終了後のアンケートでは、参加

流し台等の製品を製造していると

について説明が行われました。工 ール状の薄板にメッキをする工程 が設置されており、担当者より口

しました。

部会長の一本締めで懇親会は終了 深めました。最後に当部会の臼田 や近況報告を行い、互いに懇親を

では端から端までの巨大なライン でしたが、長さ六二〇mの工場内 念ながら機械は稼働していません キをする工場を視察しました。残 で移動し、鋼板の表面に亜鉛メッ その後、広大な製鉄所内をバス

青年部会員同士で、視察会の感想

れました。千葉・茨城・埼玉の各 研究会の栗山会長より乾杯が行わ さつを行った後、茨城県青年経営 ラブ浅見代表幹事より歓迎のあ

豊かにできるのではないか」と気 づき、もう一度チャレンジしてみ ようと思った。(基調講演) 「チャレンジした方が人生をより 足を踏んでいる状態だったが チャレンジすることを諦め、二

った。(特別講演) 少しずつ意識を高めていこうと思 ったが、将来に向けて自分なりに キャリアについてノープランだ

記入することにより、やるべき事 課題解決するべき事がはっきりし 「Can・Must・Will」シートを (個人ワーク)

> とても刺激を受けた(グループロ ャリアプランを聞くことができ、 ・異業種の方の様々な考え方やキ

などの意見が出されました。 気持ちになれた。(宣言) ・皆さんの前で声に出して発表し たことで「やらなくては」という

描いて実現に向けて一歩踏み出す ジすることの重要性を知るととも に、キャリアビジョンやプランを ための良い機会となりました。 く上で、目標に向かってチャレン 参加者がキャリアを形成してい

視察会」を開催 千葉・茨城との合同例会 JFEスチール㈱東日本製鉄所千葉地区 (千葉主

が参加しました。 され、三二名(埼玉からは八名) ㈱東日本製鉄所千葉地区にて開催 葉主催で千葉市のJFEスチール 千葉・茨城との合同例会」が千 二月二二日、青年経営者部会の

◇視察会概要

れました。 概要説明、紹介ビデオ放映が行わ 役員東日本製鉄所副所長より歓迎 見学センターにて、 まずはじめに、製鉄所内にある 挨拶をいただき、 次に製鉄所の 岩山常務執行

> れる自動車用、様々な飲料水用缶 区と千葉地区で構成されており、 日本製鉄所は旧日本鋼管の京浜地 FEスチールが誕生しました。東 鉄と日本鋼管の経営統合により丁 積は東京ディズニーランドの約一 九五一年に建設されました。総面 千葉地区では主に〝薄板〟と呼ば っています。二〇〇二年に川崎製 千葉地区は「川崎製鉄」として一 ○倍の七六五万㎡という広さを誇 JFEスチール㈱東日本製鉄所

> > の説明を受けました。

楽部」に移動し懇親会を開催しま

視察後は、同社の「みやざき倶

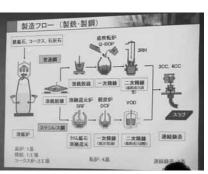
した。はじめに千葉青年経営者ク

を受け視察会は終了しました。 ョッピングセンター」などの説明



見学センター内にて

する「フクダ電子アリーナ」「シ 場視察後はバスの車窓より、 隣接



製造過程等の説明を うかがう

・茨城メンバーとの交流会

中締めのご挨拶をする 臼田 和弘部会長

三月例会開催

(事例発表&ディスカッション) 回メンバー例会 を開

三月例会を開催し二三名が参加し 三月一八日に青年経営者部会の

チャレンジ。

に。今後は、テレワークの導入に

催

ました。 労などに関してご発表をいただき るまでの経緯、取組む中でのご苦 から、各取組み内容や取組みに至 催いたしました。メンバーお二方 表いただく「メンバー例会」を開 メンバー企業の様々な取組みを発 今例会は新たなシリーズとして

◇事例発表⑴

「真の働き方改革への取組み なぜ、その方向へ向かったか」

くって取組んだ。経営革新計画の 社長としてぶれることなく腹をく

達成などの「見える化」に着手し

業時間は半分に、業績は一・五倍 なって三年間取り組んだ結果、残 イルワークを導入し、全社一丸と 短時間勤務・残業時間削減・モバ 柔軟な働き方ができるかに挑戦。 〈概要〉いかに収益を上げながら、 ちの「腹落ち感」「期待感」が重 あり、それと同時に取り組む人た …「見える化」「変わった感」が と納得感)に取組む」ことが必要 自ら結果を出した。 手本となる仕事を自ら達成して、



事例発表① 藤池一誠氏

株式会社 デサン 代表取締役社長 藤池一誠氏

㈱デサン 要。※具体例 就業規則の見直し

づくり」や「モバイルワークの実 た「業務の効率化が見える仕掛け や処遇改善を実施。ITを駆使し

「働き方改革は意識改革(変化を なぜ、その方向へ向かったか…

> をえない、極めてわかりやすいツ 全社員が、同じ方向へと歩まざる 嫌う体質を払拭する)」。社長以下、 ールだった。

ず実行し取組んだ。 生き残り、勝ち続ける会社へと成 るしかないという気構えで自らま 長し続けさせる取組みとして、や 会社に大きな変化をもたらせ、

◇事例発表②

革をする時はない、自社にとって

「最大のチャンス」と捉えた。

時間(量)で稼ぐのではなく

(質)で稼ぐ…時間(仕事量)

ンス」…ここを逃したら、全社改

「働き方改革」は「最大のチャ

「事業ブランディングによる差別 た『居るままリノベーション』 化の取組み~医療施設に特化し

埼和興産 株式会社

で稼ぐのではなく、真のサービス

(質)を提供しお客様に喜んでい

ただき全社員が稼ぐ。そのために

き込まれない収益確保策を拡充す 象に、診療を続けながら進められ 院では、診療しながら工事をする 価値の高い事業で、価格競争に巻 医療施設の需要を取り込む。付加 の少ない施工方法などを取り入れ 需要が多いとみて、医療施設を対 きっかけに、入院患者を抱える病 化。施工手順のほか、騒音や振動 る改修工事を事業としてブランド て、移転や工事中の休診が難しい 〈概要〉都内の病院の改修工事を 代表取締役社長 北浜雄嗣氏

〈ディスカッション〉

事例発表の流れを受け「生産性

働き方改革は「包括的(強制力

たが、裏返せば「何も出来ない」 でも出来ます」とアピールしてい ・事業ブランディングに至る背景 ・営業の際に、総合建設業を「何

進に力を入れている

女性を多く採用し、女性の活躍推 の営業所を展開している。最近は で情報をシェアしました。 後にグループごとに発表し、

・オフィス兼住宅というスタイル



ことと気づき、 たいと考えた この現状を打破

期経営計画を立て新規事業プロジ 化を決断する。 ョンを行い、この事業のブランド 設の患者が居ながらのリノベーシ ェクトチーム発足させる。某病院 の改修工事の際に、病院・医療施 に、事業のブランド化を決断。中 行っている同業他社への視察を機 ・誕生の経緯…ブランディングを

等の大規模工事から、ドアノブー ンニング・施工を実施) いる自社メンバーが、細かなプラ 隊の存在(医療・病院に精通して うコストが発生しない) ②専門部 値を高める」×「機会損失を防ぐ」) 医療機関に、休診(診療を休まな しないことまで(外壁・耐震補強 ・三つの特徴…①本当に居るまま ベーションサービス。(「建物の価 る、自社専門スタッフによるリノ 院内の設備空間価値向上を実現す い)・一時移転を強いることなく ・居るままリノベーションとは… (休診・一時移転の必要がないた 病院側の機会ロス・移転に伴 ③大手が

> ィング」をテーマに、グループデ 革」「差別化の取組み、ブランデ 向上のための取組み」「働き方改

ィスカッションを行いました。最

事例発表② 埼和興産(株) 個の交換という小規模工事にも対

北浜雄嗣氏

増・商品開発 変化)し、目標が明確になった ②社員の成長・メディアへの露出 ます」から「これが得意です」に ①営業手法が変化(「何でも出来 ・事業ブランディングの効果…

活発な意見交換を行いました。 各発表後は、質疑応答を行い



質疑応答



ランディングの必要性を考えるき っかけになった。 中小企業の生き残りをかけてブ

週休三日制に取り組んでいる企業 ってやるしかない」とということ があるが「最後は社長が腹をくく いてもなかなか出来ていない現状 時間労働を変えていこうと思って 繋がるのではないか。自社でも長 こういった取組みも「差別化」に も出始めているという情報もあり、 ディング」はなかなか難しいが、 業種によって「差別化・ブラン

考になった。経営者として覚悟を をもって一歩踏み出すことが必要 もって進むべき方向を決め、勇気 ちょうど自社でも考えており、参 働き方改革とブランディング、

しが、とても勉強になったと同時 き方改革とブランディングのお話 印刷㈱代表取締役社長)より「働 最後に、望月諭副部会長 (望月

> れぞれが持ち帰り、自社経営に活 抜く』というマインドの部分を強 覚悟をもって信念をもって『やり に、お二人の取組みは違えども、 かしたい」との謝辞をいただきま く感じた。『やり抜く覚悟』をそ

相互交流の貴重な機会となりまし 者それぞれが自社の取組みや近況 に関して報告を行い、情報交換や 続く第二部の懇親会では、参加

回勉強会、学び合うプログラム、

経営・リーダーシップに関する読 ログラム、経営者として学ぶべき 書会&意見交換会」を三月二七日 に開催し四名が参加しました。 して「第一回勉強会〝学び合うプ 青年経営者部会の新たな企画と

度壊わし、成長し続けるための「学 のかたまりをほぐし、必要のない ほぐし」とは、一度固まった知識 びほぐす力」が必要です。「学び 営者には、自分の型を確立した後 ものを捨て、知識を組み直す作業 変化の激しい今の時代こそ、経 「固まりかけた自分」をもう一

びの場を企画い てて、新たな学 リーダーシッ びほぐし」の機 び合う機会とし ためて「経営・ で共有し、あら 会を経営者同士 プ」に関して学

> たしました。 ◇発表された書籍

「現場論『非凡な現場』をつくる 「『売る』から『売れる』へ。 佐々木圭吾・高橋克徳著 「イキイキ働くための経営学」 一勝ち続ける会社をつくる起業の 論理と実践」遠藤 の教科書」野坂英吾著 ン講義」水野 学著 水野学のブランディングデザイ

発表

ト・主張) 」「書籍から学んだこと_ 「書籍の内容紹介(主なポイン

です。その「学



意見交換風景

した。 践方法を学ぶことを目的として、 当日は、十一名に参加いただきま キャリアコンサルタント イフ・バランス」を開催しました。 理恵子氏による講座、「ワークラ 河﨑

術」開催 コミュニケーション 「チーム力を高める

こと目的として、早川オフィス かをマネジメントの視点から学ぶ のように働きかけることができる 仕事を行い、成果を上げるために、 チームリーダーとしてチームにど 0 u さいたまにおいて、チームで 十二月十四日金、With 優子氏による講座、「チー

紹介された書籍から様々な情報

取り上げた書籍のテーマに準じた を得られ、また、意見交換では、

目組織の課題を開示してお互いに

開催

「今後の経営にどう活かすか」に 現場論

義な機会となりました。今後も継 交流・相互研鑽に繋がる大変有意 アドバイスをし合ったりと、相互

書籍・発表資料例

関して発表した後、意見交換を行 続して開催してまいります。

【埼玉県女性キャリアセンターと共催

平成三〇年度働く女性応援講

座

「チームマネジメント」

ト」を開催しました。当日は、二 学ぶことを目的として、キャリア による講座、「チームマネジメン コンサルタント 河崎 理恵子氏 メンバーの強みを活かし、効率よ 0 u さいたまにおいて、チームの く仕事を進めるためのポイントを 一名に参加いただきました。 十一月二六日月、With

「ワークライフ・バラン

からの人生を充実させるための実 や時間の使い方を振り返り、これ uさいたまにおいて、 自分の仕事 十二月八日出、With yo

ム力を高めるコミュニケーション

術」を開催しました。当日は、三 一名に参加いただきました。

ョン力向上」開催 **対人コミュニケーシ**

きました。 た。当日は、三六名に参加いただ ケーション力向上」を開催しまし 子氏による講座、「対人コミュニ リアコンサルタント 河﨑 理恵 的に学ぶことを目的として、キャ コミュニケーションスキルを体験 仕事を進めるためのヒントとなる 係を築くだけではなく、効率よく uさいたまにおいて、 単に人間関 月十八日金、With

「アサーティブ・コミュ ーケーション」開催

は、二六名に参加いただきました。 座、「アサーティブ・コミュニケ タント 河﨑 理恵子氏による講 を目的として、キャリアコンサル ュニケーションスキルを学ぶこと 分自身も表現していくためのコミ の気持ちや感情を尊重しつつ、自 ーション」を開催しました。当日 uさいたまにおいて、 相手や 周囲 一月二六日出、With yo

「メンタルヘルス・マネ

さいたまにおいて、日常感じるス 二月五日火、With y o u

> だきました。 朋子氏による講座、「メンタルへ キャリアコンサルタント 喜多 トレスへの対処法や折れない心の ルス・マネジメント」を開催しま つくり方を学ぶことを目的として した。当日は、三一名に参加いた

ィブリスニング」開催 **.信頼関係を築くアクテ**



受講風景

開催しました。当日は、三二名に 理恵子氏による講座、「信頼関係 キャリアコンサルタント 河崎 体験的に学ぶことを目的として、 めのコミュニケーションスキルを 参加いただきました。 を築くアクティブリスニング」を 音を引き出し、信頼関係を築くた uさいたまにおいて、他者から本 二月十五日金、With У

シップを磨く」開催 「自分らしいリーダー

二月二三日出、With у

> 早川オフィス 早川 優子氏によ 機づけを図ることを目的として、 揮するために、不安感の払拭と動 日は、二五名に参加いただきまし ップを磨く」を開催しました。当 て自分らしいリーダーシップを発 ップとは何かを知り、職場におい る講座、「自分らしいリーダーシ

伝え方」を開催しました。当日は、 みゆき氏による講座、「話し方・ キャリアコンサルタント 能勢 ション能力の向上を目的として、 などの場面におけるプレゼンテー 二五名に参加いただきました。 uさいたまにおいて、会議や発表 二月二八日休、With у

ーケーション」開催

二九名に参加いただきました。 ョン」を開催しました。当日は、 気持ちや感情を尊重しつつ、自分 さいたまにおいて、相手や周囲の ント 河﨑 理恵子氏による講座 目的として、キャリアコンサルタ ニケーションスキルを学ぶことを 自身も表現していくためのコミュ 「アサーティブ・コミュニケーシ 三月四日月、With you

uさいたまにおいて、 リーダーシ §連載§ 低成長時代の就業規則の 見直し・改訂のポイント 第一二〇回

働き方改革推進法による 就業規則改正の実務(1) 弁護士 安 西

愈

第一 年休五日の使用者 正をめぐって(その一) の時季指定義務の法改

一.四月一日以降も改正法に伴う 就業規則の届出をしていない場

る)の付与義務(使用者の方が年 暇により取得した日数を控除す の適用事業場の義務とされた。 ら中小企業も含めて全労働基準法 務) が課され、今年の四月一日か 休日を指定して年休を取らせる義 日(基準日)から一年以内に五日 年度において一〇日以上付与され た労働者に対し、当該年度の付与 基準法が改正されたが、その中の (本人が時季指定したり、計画休 つとして、年次有給休暇が当該 働き方改革推進法において労働

項において「使用者は、第一項か すなわち、同法第三十九条第七

ほとんど取得していない労働者に も取得しておらず、また、年休を

る正社員の約十六%が年休を一日

数は除いた(同条第八項)残日数 の時季を定めることにより与えな 年以内の期間に、労働者ごとにそ 下この項において同じ。)から一 は、当該期間)の初日をいう。以 後に一年未満の期間を生じたとき ら一年ごとに区分した各期間(最 うち五日については、基準日(継 び次項において同じ。)の日数の 日数が十労働日以上である労働者 与えなければならない有給休暇の 暇(これらの規定により使用者が ら第三項までの規定による有給休 暇の取得が低迷しており、いわゆ 点については第一図参照のこと。) の付与が義務づけられた。(この 五日から労働者本人が取得した日 ければならない。」とされ、この に係るものに限る。以下この項及 統勤務した期間を六箇月経過日 この改正の趣旨は、年次有給休

多いことから、年五日以上の年休 の取得が確実に行われる仕組みと 休取得に躊躇の心理が働くことが 個人の請求に委ねていたのでは年 い実態にあることなどを踏まえ、 ついては長時間労働者の比率が高 して導入した改正である。

はじめて有効な労働条件となるた その場合は就業規則の作成により 制やフレックスタイム制など)が 合もある(例えば、変形労働時間 創設する効力要件となっている場 であるが、就業規則の条項の中に 細企業の中には改正・届出をして 企業も多いと思われるが、中小零 がって、すでに改正・届出済みの ある(労基法第八十九条)。した の内容について、就業規則を改正 れているので、労働基準法の改正 成三十年十二月二十八日基発一二 規則に記載する必要がある。」(平 時季指定の方法等について、就業 季指定を実施する場合は、時季指 者が法第三十九条第七項による時 的必要記載事項であるため、使用 暇に関する事項は就業規則の絶対 項」とされている。すなわち、「休 就業規則の「絶対的必要記載事 は、就業規則の定めが労働条件を いないところがあるかもしれない し所轄労基署長に届け出る必要が 定の対象となる労働者の範囲及び 一八第十五号第三の答十四)とさ その場合どうなるかということ ところで、休暇に関する事項は

> め かなければならない。 正し、それを労働者に周知してお 施行日までには就業規則を改

として罰則の適用の対象となると て適用され、その義務を履行しな めの有無にかかわらず、本年四月 履行となるとともに、労基法違反 いと使用者は労働契約上の債務不 いう効力を有する。 日からこの制度は労働条件とし 労働条件であり、就業規則の定 しかし、今回の本制度は、法定

制度を適用する義務が発生して 月一日からは使用者としてはこの 働条件として有効となり、本年四 業規則を改正し、労働者の過半数 いなくても、労働者に対しては労 であるが、このような就業規則改 働者過半数代表者の意見を聴いて その組合の、それがない場合は労 が加入する労働組合がある場合は 正・届出といった手続がとられて (所轄労基署長に)届け出るべき したがって、四月一日までに就

度の導入を担保するために改正法 はあるが、法的効力の関係では、 成・届出は、労働者に対する法律 作成・届出は効力要件とはなって の内容の就業規則化を図るべきで 有する性格のものである。 上の義務の確認的、保障的役割を そこで、本制度の就業規則の作 使用者としては、 速やかに本制

> 届出がなされていない状態は、必 第八十九条、第九十条第一項違反 要記載事項の不備として、労基法

必要性を丁寧に説明することによ 是正に取り組む事業主の方の希望 善を促します。また、法令違反の り、事業主の方による自主的な改 では、「監督官は、法令違反があ 義務違反として行政指導の対象と 臨検監督を受けた場合は作成届出 届の事務手続が行われないことも 業場ではなかなか就業規則の改正 った場合は、違反の内容や是正の なる。なお、本年一月一日から実 あり、その場合には労基監督官の とはいえ、実際には中小零細事 「労働基準監督官行動規範」

当年の年休 付与日 準日 6カ月 80%以上 5日以上取得させる義務 10労働日 出勤 (自己取得日数は控除) 以上の場合

〔第一図〕使用者の時季指定による

五日の年休付与義務

(注)10日以上付与の基準日が、本年4月1日以 降の労働者に適用

しかし、本制度の就業規則改正

す。」(第五項)ということになっ 内容の理解の促進等に努めま 把握、理解しつつ、きめ細やかな 識や労務管理体制の状況を十分に バイスなどの支援に努めます。」 具体的な取組方法についてのアド いと思われる。 ているので、厳しい指摘はうけな 相談・支援を通じた法令の趣旨・ に対しては、その法令に関する知 督官は、中小企業等の事業主の方 に応じ、きめ細やかな情報提供や (同規範第三項)とされ、また「監

与えなければならないとは 使用者が「時季指定」により

られている。すなわち、年次有給 年休を取得する時季指定権が与え 時季に与えなければならない」(第 るものではない。 取得すべきものであり、 する日に自分が使用者に請求して 休暇は、労働者が自分の方で希望 年次有給休暇を労働者の請求する 万が指定して付与させる義務があ 二九条第五項)と定め、労働者に 年休は、労基法で「使用者は、 使用者の

使をしないかぎり、右の指定によ 由として使用者が時季変更権の行 の事由が存在し、かつ、これを理 きは、客観的に同条三項但書所定 を特定して右の時季指定をしたと 内で、具体的な休暇の始期と終期 働者がその有する休暇日数の範囲 すなわち、判例によると、「労

が、「使用者が指定した時季につ

いて、労働者が変更することはで

休取得は労働者の権利である。 変更権を行使しないかぎり、 る。」(昭四八・三・二最高裁第二 るものと解するのが相当であ 労働日における就労義務が消滅す 季指定権」があり、使用者が時季 れているとおり、労働者側に「時 小法廷白石営林署事件判決)とさ って年次有給休暇が成立し、当該 した日が休暇日となるもので、 条第五項但し書き)労働者の指 同

年 定

ければならない。」とされている 取した意見を尊重するよう努めな ②使用者は、前項の規定により聴 者の意見を聴かなければならない。 当たっては、あらかじめ、 時季を定めることにより与えるに 上で、その時季について当該労働 規定により当該有給休暇を与える の規定により労働者に有給休暇の 施行規則第二十四条の六において が時季を指定するにあたっては、 たものである。この場合、使用者 者の方に五日分についての時季指 のため、今回の改正法は逆に使用 ることは健康上も有害である。そ 休暇を取得しないで労務を継続す ことを当該労働者に明らかにした 定権を与えて付与する義務を課 の年休取得日数は極めて少なく、 せていたのでは、実際上、労働者 「使用者は、法第三十九条第七項 しかし、労働者の自由請求に任 、同項の

〔第二図〕年休5日の付与義務の 法的構造

(本来の法的性質) 労働者の年休の時季指定権 使用者の時季変更権 労 働 (5日の付与義務の性質) 者 使用者の時季指定義務 労働者の時季変更権無し (協議して変更することはよい)

きない」とされており、 とが望ましい。」 を聴取し、その意見を尊重するこ 希望があれば、使用者は再度意見 者が指定した後に労働者に変更の に時季変更権はない。なお「使用 (第二図参照)と 労働者側

三.五日の年休の「時季指定」を めぐってどのような就業規則と したらよいか

ると次のようになる。 としたらよいのかについて例示す 成する場合、どのような就業規則 について、就業規則を使用者が作 日の使用者の時季指定付与の制度 そこで、前述したような年休五

る場合(例) 法律の条文のとおり規定化す

第○○条 会社は、年次有給休暇 (年休の時季指定付与)

> 暇日数は、5日から控除する。 得した休暇日数または第○○条 準日」という。)において、年休 の計画的付与により取得した休 従業員が自ら時季を指定して取 めることにより与える。ただし 年以内の期間に会社が時季を定 5日については、基準日から1 く。)に対し、当該年休のうち の日数が、10日以上の従業員 の基準日(〇月〇日。以下「基 (前年からの繰越し日数を除

注 越し分の取得も「五日」に含む の取得日数には前年からの繰り なお、 従業員の当該年度中

(=)時季指定に従う義務の規定 労働者の取得義務と使用者の

問われることになる。そこで、以 労働者の年次有給休暇取得日数が れがあるので、会社の時季指定義 労働者が五日以上取得しないおそ 季指定に従うよう義務づける規定 下のとおり、 務が規定されたのである。ところ 休制度の趣旨であるが、それでも の年休を自主的に取得するのが年 をすることが考えられる。 会社が五日の付与義務の法違反を 五日に満たなくなった場合には、 本来は、労働者自身が五日以上 に労働者が従わない結果、当該 使用者が時季指定しても、こ 労働者に、会社の時

第○○条 従業員は、基準日に10 まれるときは、残日数について (従業員の五日以上の取得義務) 従業員はこれに従わなければな 指示することがある。この場合 従業員の意見を聴いて取得日を 日が5日に不足することが見込 ただし、会社は、従業員の取得 するよう努めなければならない 5日以上の年休を計画的に取得 合には、当該日から1年以内に 日以上の年休請求権を有する場 準日を定めなくても、

(その2)

らない。

の初日を基準日というので、その

(年休の時季指定付与)

場として特に統一した基準日を設 ごとに五日を与えればよく、事業 日から一年以内の期間に、労働者

第○○条 会社は、年次有給休暇 別の事情がない限り、従業員は 休暇の指定を受けた場合は、 については、5日から控除する は計画年休により取得した日数 時季を指定して取得した日数又 得させる。ただし、従業員が自ら 取した上で、時季を指定して取 対しては、付与日から1年以内 が10日以上付与された従業員に 指示に従い年次有給休暇を取得 会社が、当該従業員の意見を聴 給休暇日数のうち5日について に、当該従業員の有する年次有 しなければならない。 従業員が、前項の年次有給 特

から一年ごとに区分した各期間 ばならない。」(同第三項)とされ ら起算して六箇月間継続勤務し全 継続勤務した期間を六箇月経過日 ているので、当該日(すなわち、 に対して、継続し、又は分割した 労働日の八割以上出勤した労働者 十労働日の有給休暇を与えなけれ 「使用者は、その雇い入れの日か 年休の発生について統一した基 た基準日の定めを設ける場合 年次有給休暇について統一し 、法律上は、

るものとし、以降は毎年4月

日をもって同様に11日を付与す

年次有給休暇を付与する 日を基準日として下表のとおり

対象期間の起算日となる基準日に けなくてもよい。 くことが望ましいといえる。 必要性の観点からも、規定してお ついては、年次有給休暇の管理の その一例としては、 しかし、会社による時季指定の 次のような

することができる。

るときは、会社は他の日に変更

(年次有給休暇)

例が考えられる。

第○○条 入社後6カ月間継続勤 という。)をもって要件充足者 件充足者」という。)には、 8割以上勤務した従業員(「要 務し、その間の所定勤務日数の の後毎年4月1日 (「基準日」 日の年次有給休暇を付与し、 には下表のとおりの年次有給休 10

暇を付与する 件充足者には、**10日の年次有給 休暇を付与し**、その翌年4月1 その後6ヵ月間継続勤務した要 以降入社した従業員については ただし、当該年度の10月1日

② 前項の年 ② 前項の年 でし、事業の	3年以上	2年以上	1年以上	勤続年数
業体員のの毎年のの	14 日	12 日	11 日	日数
し、事業の正常な運営を妨げ次有給休暇を取得できる。た、での一次有給休暇を取得できる。たいのできる。たりできる。たりでは、事業の正常な運営を妨げれている。	6年以上	5年以上	4年以上	勤続年数
営を妨げ きる。た とする。 2	20 日	18 日	16 日	日数

(注) 本就業規則例は、 を充足した日から年次有給休暇 以降の中途入社者は、 規定例である。 を付与し、次年の四月一日をも 法定どおり増加した付与とする って基準日の統一を図って、十 日付与するものとして、以下 法定要件 十月一日



主要施策 平成31年度産業労働部

等の経済連携協定の発効、生産年 大きな変化が起きている。 齢人口の減少など、産業社会には 平成31年度予算では、県内中小 AI・I oTの進展、TPP11

企業者が産業社会の変化に対応し、 開する。 う、産業・労働両分野 健全な発展が図れるよ において各種施策を展

うち産業労働部

24,417,450千円

展開支援の強化、「酒」 の振興、環境対応プラ に着目した産業や観光 トロ埼玉」による海外 いく。その他、「ジェ 新たな産業を育成して の推進を図り、県内に 業創造プロジェクト」 産業の集積、「先端産 跡地を中心とした成長 産業分野では、農大

·般会計予算

1,888,460,000千円

対応、多彩な人材の活躍に視点を 応援プロジェクト」、「埼玉版ウー 施していくほか、「働くシニア 職氷河期世代の若者への支援を実 置いている。このため、新たに就 る推進を図っていく。 マノミクスプロジェクト」の更な にも新たに取り組んでいく。 労働分野では、労働力不足への

コバトン

及び発展を図っていく。 力」を強化し、県内経済の活性化 ることで、県内中小企業の「稼ぐ これらの取組をしっかりと進め

主な新規事業及び重点施策

1 () 内は平成31年度の予算額 新たな産業の育成と企業誘致 (単位:千円)

1 先端産業創造プロジェクトの

発や事業化を支援 ● 先端産業 5 分野について研究開 (899, 061)

転バスの実証実験などを実施 等に対して助成するほか、自動運 ○担当課 県先端産業課 ●新たに企業のAⅠシステム導入

農大跡地等の活用の推進 (4, 306, 552)

農大跡地において土地区画整理

2

の技術開発を支援する実証フィー ●周辺地域においてドローンなど や環境影響事後調査などを実施 ドを整備

町においてIoT化の促進(LP 鶴ヶ島ジャンクション周辺13市

平成31年度

スチックへの転換支援

材育成などを実施 担当、県企業立地課 県次世代産業拠点整備

新たな映像技術の活用支援

発の実証実験 ●最新映像技術と県内企業の光学

波及効果を調査 技術などについて、発展性や経済

企業誘致の推進

(1, 677, 264)

担当課 県企業立地課 経済牽引事業者の設備導入(AI) I o T 関連)に対して助成 周辺地域基本計画」に基づく地域 ●新たに「鶴ヶ島ジャンクション

2 県内経済を支える中小企業の

1 新たに産業振興公社にシニアコ 向けた支援 (101,635) 中小企業の課題解決型連携に

○担当課 県産業支援課**、**

. 県観光

県産業支援課

WA)やAIの利用環境整備、 人 業支援を実施

7, 94 0

●最新映像技術を用いた試作品開

0担当課 県商業・サービス産業

地企業のフォローアップを実施 ●市町村と連携した企業誘致や立

毎の交流会を開催 ーディネーターを配置し、テーマ

組成し、試作品開発等への支援を ・大企業等の課題を解決するため に中小企業による連携グループを

創業の支援

> 埼玉により相談やセミナー等の創 ●創業・ベンチャー支援センター

して助成 地域(※)における社会的起業に対 ●地方創生推進交付金により対象

○担当課 県産業支援課 ※秩父市、飯能市、本庄市、

県制度融資

担当課 追加し、より低利での融資を実施 県金融課

④ 「酒」に着目した産業・観光 ●秩父地域の酒類に着目した新製 (21, 135)

を実施

し、空き店舗対策やイベントなど 店街に対して外部の専門家を派遣 して、危機感が強く意欲の高い商 ●NEXT商店街プロジェクトと

業や観光を振興 をセットにしたツアーを造成・販 品の開発や販路開拓などを支援 売するなど、酒に関連する県内産 ●杜氏体験や酒蔵巡りなどと宿泊

(5) 使い捨てプラスチック削減の 1 7 0

の転換に取り組む事業者への技術 ●新たに環境対応プラスチックへ 支援を実施

担当課 県産業支援課 小企業に対して助成 工技術や新製品開発に取り組む中 ●環境対応プラスチックの成形加

6 新たに「ジェトロ埼玉」をさい 県内企業の海外展開支援

(121, 345)

ワークで県内企業の海外展開を支 たま市内に設置し、世界的ネット

上海、ベトナム、タイに設置す

小鹿野町、東秩父村、神川町 きがわ町、横瀬町、皆野町、 ع

> ネシアに配置するマッチングコー るサポートデスクや香港、インド

ディネーターが県内企業の販路拡

(融資枠3,600億円)

3

商業・サービス産業の育成

(57, 636)

担当課 県企業立地課

大などを支援

域未来投資促進法に基づく地域経 済牽引事業に取り組む中小企業を 「設備投資促進資金」の対象に地

0担当課 支援課 県商業・サービス産業

4 観光の振興

1 への取組強化 (86, 229) 外国人観光客100万人誘致

地旅行会社とタイアップした旅行 県内観光情報を発信 商品の販売やメディアを活用した ●台湾、タイ、香港において、現

トなどで販売 旅行商品を開発し、海外旅行サイ 玉県を訪れたくなるような体験型 ●新たに外国人旅行者が何度も埼

〇担当課 県観光課

全県が一体となった広域観光 (73, 963)

● 日本版 DMO法人(埼玉県物産

光協会が参画する連合会組織を創 観光協会)に市町村及び市町村観

- 点でのプロモーションを実施 ●観光情報を集約し、広域的な視
- EB上で予約・販売できるサイト ● 同法人が造成する旅行商品をW

0 担当課 県観光課

就業支援と雇用環境の改善 2 9 1, 1 9 4

広い人材の就職を支援 テライトで若者からシニアまで幅 ●ハローワーク浦和・就業支援サ

材確保を支援 たま市、川越市)により企業の人 ・企業人材サポートデスク(さい

業向けセミナーなどを実施 正規雇用に向けたマッチングや企 ●新たに就職氷河期世代の若者の

○担当課 県雇用労働課

6 「働くシニア 応援プロジェ クト」の推進(323,979)

世代からの意識啓発を実施 アライフ案内士の養成により現役 ●シニア応援カードの配付やシニ

の取組を支援 や生涯現役実践助成金により企業 ●シニア活躍推進宣言企業の認定

りシニア向けの就職支援を実施 ○担当課 県シニア活躍推進課 セカンドキャリアセンターによ

ェクトの推進 埼玉版ウーマノミクスプロジ

① 女性活躍のための働き方改革 (133, 259)

向けに働き方見直しやワーク・ラ ・企業に講師を派遣し、男性社員 イフ・バランスなどに関する研修

き方の見直しに先進的な企業の視 ●経営者や人事担当者を対象に働

察研修を実施 談会を開催 ●働き方改革に関する企業向け相

境づくりを支援 より男女が共に働きやすい職場環 多様な働き方実践企業の認定に

企業内保育所設置の促進

女性の活躍の場の拡大

欲を醸成するため、県内で活躍す 職等向けの研修会を開催 る女性による講演・交流会を開催 女性のキャリア形成に関する意 中小企業を対象とした女性管理 23, 158

3 連携し、会員企業へのコンサルタン ト派遣など採用・定着支援を実施 ●女性就業者が少ない業界団体と 女性の就業や起業への支援

233, 666

○担当課 県ウーマノミクス課 就業支援を実施 ●女性キャリアセンターで女性の

用と離職防止の取組を支援 ○各取組の問い合わせ先 ● 障害者雇用総合サポートセンタ ーにより企業における障害者の雇 県雇用労働課

048 - 824 - 2111

を募集しています 労働セミナーの受講者

内各地で開催しています。 う!労働条件の基礎知識」と題し 近な問題についてのセミナーを県 現在、「働くルールを知っておこ 県では、労働法や労働関係の身

○**日時** 5月23日休 18時00分~ たセミナーの受講者を募集中です。

○場所 狭山市産業労働センター 多目的スペース

· 労働条件(賃金、労働時間、休 労働条件のトラブル事例と対応 日・休暇) のルール

※詳細は左記HPを御覧ください

/a0809/rodo/rodoseminar/ http://www.pref.saitama.lg.jp

○問い合わせ先

県雇用労働課

(048 - 830 - 4518)

研修会を開催します 県内中小企業若手社員 (入社2~3年目)合同

確立させ、企業のこれからを担う とした合同研修会を実施します。 修会に加え、今年度からは新たに 本研修会は社会人としての基礎を 人社2~3年目の若手社員を対象 県では、現在の新入社員合同研

ださい。 る事業者の方など、是非御活用く の方や、異業種交流に御興味のあ

③**定員(申込み順)** 300名 ②会場 県内6地域(秩父、熊谷 春日部、川越、さいたま、川口

業務改善

※日程等詳細については県HPを 御参照ください。

nshuu.html https://www.pref.saitama.lg.jp /a0809/rodo/h31wakateshainke

○問い合わせ先

雇用労働課

(048 - 830 - 4518)

バイザーを派遣します と仕事の両立支援アド 子育て・介護・病気治療

後押ししています。 くための支援をする企業の取組を 時、離職せずに仕事を継続してい 皆様が仕事と生活の両立に悩んだ るため、県内の企業で働く社員の 埼玉県では働き方改革を推進す

若手社員の育成を支援するもので 職場環境を整備する上でのアドバ イスや社員向けのセミナーを行

若手社員の教育・研修をお考え

相談窓口」を設置し、電話やホー

また、「仕事と生活の両立支援

ムページから御相談を受け付け、

【合同研修会の概要】

①日時9月(各会場1日)

ビス提供窓口など、様々な御相談 法令上の支援制度や具体的なサー

に対応しています。

ください。

業の人事担当の方は、是非御利用

仕事の両立に悩む社員を抱える企

介護や子育て、病気治療などと

・コミュニケーション能力向上

○対象 子育て、介護、病気治療

と仕事の両立を目指す埼玉県内

企業及びその社員

【両立支援アドバイザー派遣】

○派遣日時 毎週火曜日 10:00 ~16:00(※曜日・時間は応相

【仕事と生活の両立支援相談窓口】

○**受付日時** 毎週月・水・金曜 9 ... 00 5 16 ... 30

※ホームページでは2時間、相談 詳細は次のサイトを御覧くださ を受け付けています。いずれも、

u/index.html /a0809/rodo/seikatsu-ryourits https://www.pref.saitama.lg.jp

問い合わせ先

雇用労働課

(048 - 830 - 4517)

談員が埼玉県内の企業に出向き、

社会保険労務士の資格を持つ相

労基法と安衛法の三つ の労働時間把握義務

弁護士 安西 愈

労基法上の労働時間の把握

イン」(平二九・一・二○ 基発第○一 それは、「労働時間の適正把握ガイドラ 誤解しないようにしなければならない。 旨・目的等によって異なっているので、 間の法律上の把握義務が生じた。その趣 使用者に、労働者に対する三つの労働時 二〇第三号)によるものである。 ここでは、「労働時間を適正に把握す 第一は、労基法上の労働時間であり、 今回の働き方改革関連法の改正により

則的な方法」としては、 るため、労働者の労働 記録する。②タイムカ ることにより確認し、 日ごとの始業・終業時 録すること」とし、「原 刻を確認し、これを記 「①使用者自ら現認す

行ない確認し、記録する。」とされてい より一定の要件の下に適正に自己申告を 認し、適正に記録する。③自己申告制に 記録などの客観的な記録を基礎として確 ードやICカード、パソコンなどの使用

時間と評価」できる時間か否かによる(平 労働時間とは、あくまでも、実態に応じ されるというものではない。労基法上の 始業や終業時刻となり、労働時間が算定 それらの客観的な記録そのものが直ちに 的記録を「基礎」とすることであって、 て「使用者の指揮命令下に置かれている て留意すべきは、タイムカード等の客観 | 二・三・九最高裁 | 小判決) ここでいう②の「客観的記録」につい

改正安衛法による面接指導対象時間の把

握しなければならない。」と定めた。 法により、労働者の労働時間の状況を把 実施するため、厚生労働省令で定める方 六六条の八の三は「事業者は面接指導を の対象となる時間の把握である。同法第 ここでいう把握すべき「労働時間の状 第二は、改正安衛法に定める医師面接

である。 程度の労働時間の状態であったかの把握 基法上の厳密な労働時間と異なり、どの とされており、割増賃金の対象となる労 三〇一二二八基発一二二八第一六号) どの程度の時間、労務を提供し得る状態 況」とは、「労働者がいかなる時間帯に にあったかを把握するものである。」(平

ラインの自己申告の場合の取扱いが引用 されている。 する。」とされ、労基法上の前記ガイド 等の客観的な方法その他の適切な方法と ユータ等の電子計算機の使用時間の記録 ムカードによる記録、パーソナルコンピ しかし、その方法については、「タイ

解体工事業

の把握 「高プロ」導入要件の「健康管理時間」

要件である。これは、「高プロ」対象者 条の二第一項第三号)を把握することが 間との合計の時間」(改正労基法第四 業務に従事する対象労働者の健康管理を め「健康管理時間」の把握なのである。 については労働時間関係の適用がないた める健康管理時間の把握である。「対象 における導入要件としての決議事項に定 いた時間と事業場外において労働した時 行うために当該対象労働者が事業場内に 把握する方法は、客観的な方法により 第三は、高度プロフェッショナル制度

大和証券株 大宮支店

般廃棄物収集運搬

(従) 一二七名

支店長 藤澤 正博

四月二日~五月一〇日 事

ょ

ŋ

川口解体工業株 入会のご案内)

電話〇四八一二八八一七三五〇 川口市江戸袋 一— 代表取締役 (従) 三〇名 (資) 一千万円 川 口 猛志

税理士法人小島会計 電話〇四八―二六一―四八〇三 代表社員 小島 泰 (従) 一○名

の製造および販売

有太盛 電話〇四八—六六三—〇四六一 さいたま市大宮区櫛引町一―三八一 税理法に規定される業務 代表取締役 齋藤 (資) 四百万円 實

電話○四八―六四二―三八八一さいたま市大宮区宮町1―89 (資) 一千億円

(従) 七八名

株ニューウェル

代表取締役 新井

宏明

電話〇四八—六八三—〇六九五 (資) 九千五百万円

さいたま市見沼区東門前三八八―三

その他サービス業

申告によることができる。」とされてい

て、やむを得ない理由があるときは自己

「事業場外において労働した場合であっ

日時 五月一六日(木)一三時三○分~ ★労働法実務講座第一講 会場 株長谷川製作所

電話〇四八—九二一—一五五一 草加市谷塚仲町四六六—— 代表取締役 長谷川 (従) 五三名 (資) 八千万円 義貢

加藤 慎也

间

来間

芳子)

代表取締役

神社仏閣授与品奉製販売

富士通株 関東支社 電話〇四八—六四八—四六七二 通信・情報処理機器・電子デバイス 大宮JPビルディング さいたま市大宮区桜木町1-11-20 支社長 (資) 三千二百四十六億円 (従) 六四名 恒成 和広

株ホートー 電話〇四九—二四五—九一六一 川越市下赤坂一八〇〇—三 産業廃棄物中間処分業 建設業(管工事・土木・電気他)、 代表取締役 栃原 景春 (従) 四八名 (資) 四千万円

和光建設㈱ 電話〇四八—八三二—四三六二 さいたま市浦和区北浦和五―一二― 代表取締役社長 岩浪 土木建築の請負 (従) 五五名 (資) 九千二百五十万円

AGSシステムアドバイザリー㈱

AGSビジネスコンピューター㈱ 小原 孝幸(旧代表取締役社長 藤倉 広幸 (旧 代表取締役社長 小泉 公彦) 和郎)

内会 寄場 会場 講師 ★同右第二講 弁護士 外井浩志氏 六時四五分 ソニックシティ九〇六

◆四・一七 理事会・幹事会(パレス

新入社員研修(ソニックシティ)

ホテル大宮)

◆ 四·二

ハラ

版

五月二九日(水一三時三〇分~一 外管理、休日、休暇の法律実務労働法の基礎、労働時間と時間 ソニックシティ四〇四六時四五分

講師

弁護士 外井浩志氏

退職・休職・解雇・懲戒の法律

実務、労働法改正のポイント

◆五・一○ 二○一九年度定時総会(パ

労働部主要施策説明会(ソニックシ

平成三一年度埼玉県産業

レスホテル大宮)

ソニックシティ四〇一

務、懲戒処分、セクハラ・パワ 人事異動と出向・転籍の法律実

会場 ★第八回上條会長杯争奪戦会員親睦ゴ ルフ大会 武蔵カントリー倶楽部豊岡コー 六月一四日金八時三五分スタ 弁護士

東京通商株

リズム時計工業株 ㈱フジタ 関東支店 三浦 隆一 (旧 上席執行役員 康夫) 加藤 常務執行役員 俊治) 鈴

平田 博美(旧代表取締役社長 樋口

大栄不動産デベロップメント株 (旧 中央区日本橋室町一―一―八)同ビル8F 中央区日本橋本石町三―1 二|四

共

訂正

ガス㈱様の従業員数を誤って掲載して おりました。深くお詫び申し上げます。 訂正後 (従)九〇名 2・3月号に掲載しました下妻液化

埼経協ニュース四一〇号

2019年5月7日発行 発行所 法 人 埼玉県経営者協会 さいたま市大宮区桜木町一-七-五-八七 ソニックシティビル九階

印刷所 望月印刷株式会社 電話0四八-六四七-四100 編集人 廣澤健一発行人 根岸茂文

さいたま市中央区円阿弥五-八-三六

<u></u>

埼玉県経営者協会のホームページアドレス(URL) https://www.saitamakeikyo.or.jp/

孝二)

六月一〇日側一三時三〇分~

派遣労働者の管理と法律実務、パートタイマー、有期労働者、

就業規則

伊藤和樹氏

ソニックシティ四〇一 六時四五分